

## 令和6年第1回五霞町議会定例会

令和6年3月13日（水曜日）午前10時開議

### 議事日程（第2号）

第1 諸般の報告

第2 一般質問

第3 休会の件

---

### 出席議員（10名）

1番	猿橋正男君	2番	小野寺宗一郎君
3番	黛丈夫君	4番	山本芳秀君
5番	植竹美智雄君	6番	新井庫君
7番	伊藤正子君	8番	宇野進一君
9番	鈴木喜一郎君	10番	樋下周一郎君

### 欠席議員（0名）

なし

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	知久清志君	副町長	田神文明君
教育長	森田恵美子君	総務課長	鳩貝浩之君
まちづくり戦略課長	古郡健司君	会計管理者兼町民税務課長	山下仁司君
健康福祉課 主席主幹	吉岡雅子君	健康福祉課 主幹	山田浩君
生活安全課長	曾根正明君	都市建設課長	大橋勝君
産業課長兼 農業委員会 事務局長	笈沼光行君	上下水道課長	園田和則君
教育次長	猪瀬英子君		

---

### 連絡員として入場を許可した者

生活安全課 主幹	香取憲治君	生活安全課 主幹	大関智己君
産業課主幹	松本正行君		

---

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり  
戦略課主事 山藤圭悟君

---

事務局職員出席者

事務局長	松村聖市	書	記	田中孝平
		書	記	伊藤弘美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（樋下周一郎君）おはようございます。  
定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。
- 

◎会議成立の宣言

- 議長（樋下周一郎君）ただいまの出席議員は、全員出席の10名であります。  
会議は成立いたします。
- 

◎諸般の報告

- 議長（樋下周一郎君）日程第1、諸般の報告を行います。  
地方自治法第121条の規定による本日の出席者は、配付しております資料のとおりとなります。なお、健康福祉課長が欠席のため、代理として吉岡主席主幹及び山田主幹が答弁いたします。  
傍聴の皆様をお願いを申し上げます。  
本日の本会議における一般質問は、役場庁舎へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信を行いますので、御報告いたします。なお、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。なお、携帯電話をお持ち方はマナーモードへの切り替えをお願いいたします。
- 

◎一般質問

- 議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第2、一般質問となります。  
ただいまから町政に対する一般質問を行います。  
発言の通告を受けた者は、お手元へ配付した通告一覧表のとおりです。  
順序に従い発言を許可します。  
なお、質問時間は、申し合わせにより議長の発言許可より答弁を含め60分以内となっておりますので、よろしく願いいたします。  
最初の質問者である伊藤議員は、発言席へ移動願います。  
〔7番 伊藤正子君 発言席へ移動〕

◇ 伊藤正子君

○議長（樋下周一郎君）ただいまより、7番 伊藤正子君の発言を許可します。

登壇し、質問趣旨を述べ、その後、発言席へ戻り答弁をお聞きください。

7番、伊藤正子君。

〔7番 伊藤正子君 登壇〕

○7番（伊藤正子君）おはようございます。7番議員の伊藤正子です。

お忙しいところ傍聴ありがとうございます。最後まで、よろしく願いいたします。

このたびの能登半島地震で亡くなられた方の御冥福を祈るとともに、被災された方の一日も早い復興を祈ります。いつ起こるか分からない地震や災害に日頃から備えが大切です。

ロシアによるウクライナ侵略戦争も2年が経過。停戦の気運が見られぬイスラエルの紛争も激化。世界中の人々が、平和を願わずにはいられない。我が国は、少子高齢化、物価高と人々の暮らしに影響を与えています。

私は、2項目9点について質問いたします。

1項目め、町の介護保険制度利用の現状について。

介護保険制度が施行されて23年。利用できないサービスと負担が増えましたが、介護の社会化、脱家族化、高齢者の世話は家族がするものではなくプロの仕事になり、人材と事業を育てたのは、この制度のおかげだと言われています。

しかし、3年ごとの制度改定や介護保険法の改正のたびに、サービスの切り下げ、利用者の負担増、介護保険料上昇が続いている。特に、9期目を迎える改正点について。

1項目めの1点、介護保険認定者数。直近ですね。お願いします。それと、年齢別介護認定者割合。65歳以上、80歳以上。それと、施設介護サービス利用人数。居宅介護サービスの人数。介護サービスの2割負担の利用者数。2015年に導入された夫婦収入280万円以上のサービスを利用する人の負担は大きいのでは。

2点目、介護サービスの内容。施設型介護サービス利用の月額負担額。居宅型介護サービス利用状況。月額負担額。介護現場の介護ヘルパーの不足が懸念されていますが、町では確保されているのでしょうか。

3点目、介護保険料基準額の平均。自治体が決める介護保険料。9期を迎え、9段階から13段階に該当する人数。

4点目、高齢者の多くは、介護状態になっても住み慣れた地域で最期まで暮らしたい。最後は、行政にお世話になりたいという願いに、町は高齢化率も高く、担い手の介護ヘルパーの不足が懸念されるが、今後の介護保険制度の運用について、町長に答弁をお願いいたします。

2項目め、空き家対策の現状について。

全国の空き家は、増加の一途。管理がなされず、放置され、周辺環境に衛生・保安等の問題が生じ、空き家問題は深刻化することが予想されています。

そこで、町の空き家問題について質問いたします。

2項目めの1点目、令和5年度末の空き家の数について。

2点目は、空き家になった経緯について。

3点目、空き家バンクへの登録件数について。

4点目、空き家を購入した方へのリフォーム等の補助金の考えについて。

5点目、空き家になった所有者にどのような指導をしているかについて。

2項目、9点について質問いたします。再質問は、今回はありません。

以上です。

〔7番 伊藤正子君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君）1項目め1点目の質問に対し、健康福祉課 吉岡主席主幹の答弁を求めます。

吉岡主席主幹。

○健康福祉課主席主幹（吉岡雅子君）1項目め1点目、介護保険制度の利用の現状について御答弁申し上げます。

初めに、3月1日現在の町の65歳以上の高齢者ですが、2,955人、高齢化率36.7%となっております。

65歳以上の第1号被保険者の要支援・要介護認定者について、1月末現在で426人、男女比率では、男性131人、女性295人となっております。介護認定者の内訳ですが、要支援は合計111人で、そのうち要支援1が48人、要支援2が63人です。要介護は合計315人で、要介護1が68人、要介護2が82人、要介護3が74人、要介護4が44人、要介護5が47人となっており、要介護2が最も多く、全体の約20%となっております。要支援・要介護認定者の年齢構成ですが、65歳以上85歳未満は230人、85歳以上で196人となり、85歳以上の高齢者の認定者割合は57%と、半数以上の方が介護認定を受けております。

また、施設介護サービスの利用者は、地域密着型サービス利用者も含めると、月103人の方が利用しており、居宅介護サービスについては、月222人の方がサービスを利用しております。

介護保険サービスを利用した時の自己負担割合については、所得の状況によって1割、2割、3割負担となり、自己負担割合が2割以上のサービス利用者は、現在、2月末で19人です。

1点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）伊藤正子君。

○7番（伊藤正子君）ありがとうございます。

数字を確認すると、非常に介護の要介護2、要支援2のクラスが非常に多いというのが分かります。

国の規模だと、65歳以上の人は18.3%、そして、80歳以上になると、年齢が上がると、衰えが目立ち介護が必要になってくるのかなというふうに……。あとは、いろいろな面で、介護予防に尽きるのかなというふうに思います。

今は、社会も町も地域も介護の問題をなくしては語れない日常生活なので、町の人やこういう業者、人材の人でも大変だなと非常に思います。というのもありまして、デイサービスを受けたいけれど、町の中の施設に行きたいという相談もありましたし、これからいろいろな……。ありますけれど、本当に介護予防に尽きるのではないかと思います。

1点目はこれで、いいです。

○議長（樋下周一郎君）続いて、2点目の質問に対し、健康福祉課 吉岡主席主幹の答弁を求めます。

吉岡主席主幹。

○健康福祉課主席主幹（吉岡雅子君）1項目2点目、介護サービスの内容について御答弁申し上げます。

介護保険サービスには、要介護認定者に対するサービスとして、主に1、介護保険施設に入所する要介護者に対して行われる施設サービス、2、自宅などで生活しながら利用できる居宅サービス、3、要介護者の住み慣れた地域で生活を支えるため、身近な市町村で提供される地域密着型サービスがあります。

質問のありました施設サービスと居宅サービスの利用状況について御説明いたします。

施設サービスについては、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院があり、介護老人福祉施設である特別養護老人ホームは、原則、要介護3以上の方が入所できる施設です。

特別養護老人ホームに入所した場合の本人利用負担額については、要介護度や施設の形態により金額も変わりますが、ユニット型の個室で、ひと月当たり約12万円から16万円となります。所得の低い方については、所得に応じた自己負担額の上限が設けられており、申請により居住費等、食費が軽減される場合があります。

続きまして、居宅サービスについてですが、1月末の居宅サービス利用者の利用件数は、427件と実日数で6,073日の利用があります。居宅サービスのうち、町では通所介護、いわゆるデイサービスと呼ばれるものですが、利用者が最も多く、ひと月105件、実日数で1,087日の利用がありました。

通所介護については、食事や入浴などの日常生活の支援や機能訓練を日帰りで利用できるサービスとなります。月額の利用負担額は、五霞町の認定率で最も多い要介護2の方で、週3回利用し、食事・入浴・機能訓練等を行った場合に約2万5,000円となっております。こちらの利用負担額も、要介護度や利用日数によって変わってきます。

続きまして、これらのサービスを担っている介護現場の人材不足についてですが、厚生労働省の資料によりますと、少子高齢化による労働人口の減少などにより、介護の現場でも2025年までには全国で約32万人の介護職員が不足すると言われております。今後も高齢化

率が高くなることから、より厳しくなることが予想されております。

五霞町では、第9期五霞町高齢者福祉計画、介護保険事業計画の事業所アンケートにおいて職員の状況について聞いたところ、「やや不足している」、「介護職員の採用が困難な状況にある」などの意見をいただいております。このアンケート結果を踏まえ、地域全体の課題として、介護サービスの機能の維持・強化を図るためにも、介護サービスを支える介護人材の育成・確保、介護サービスの質の向上について、第9期五霞町高齢者福祉計画、介護保険事業計画の基本指針として位置づけ、国や県、事業所と連携を取りながら進めていきたいと考えております。

2点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）伊藤正子君。

○7番（伊藤正子君）はい。ありがとうございます。

そうですね、介護サービス。ヘルパーさんとかいろいろ……。

私は、介護サービスを利用するには、ケアマネさんもあっちこっち、いろいろ介護を利用したい人にケアプランもやっていますが、私はやっぱりこれからマネープランも大事ななと思っています。

2022年の生命保険サービスセンターの実態調査によると、介護期間が5年と2か月と。これを今の施設の月額負担額を掛けると、約5年でかなりの金額ですね。5年で12万円掛ける12か月掛ける5.2だと、約748万円。だから、このぐらい介護サービスを……。

これは、いろいろ上限のあれがありますが、これから介護を受けざるを得ないというときには、マネープランも必要だなということは、変なふうに恐れることはなく、日々の暮らしの中に介護の分をやっていかななくてはいけないと思います。

そして、介護期間の短縮や介護サービス負担額の削減には、先ほども言ったように、介護予防というのが不可欠であり、町としても体制や情報を提供して行ってほしいと思います。

2点目は、これで、よろしく。

○議長（樋下周一郎君）続いて、3点目の質問に対し健康福祉課 吉岡主席主幹の答弁を求めます。

吉岡主席主幹。

○健康福祉課主席主幹（吉岡雅子君）1項目3点目、改正後の介護保険料の状況について御答弁申し上げます。

第9期五霞町高齢者福祉計画、介護保険事業計画については、老人福祉法の規定に基づく、高齢者福祉計画と介護保険法の規定に基づく介護保険事業計画を一つにまとめたもので、令和6年度から令和8年度までの3か年の計画となります。

介護保険事業計画では、町における今後3年間の介護認定者数等の推計をもとに、サービスの利用見込み額を算出し、それを将来の被保険者見込み数で除して保険料を算定いたします。その結果、第9期、令和6年から8年度の保険料基準額は、月額6,000円と決定いたしました。また、保険料の所得段階を第9段階から第13段階へ段階数を増やすことで、第

9段階から第10段階へ移行をする方の人数は、令和6年度で推計したところ、第10段階は34人、第11段階16人、第12段階9人、第13段階31人の合計90人となります。

今回、所得段階数を増やし、高所得者の標準乗率を引き上げ、低所得者の標準乗率の引き下げを行うことで、低所得者の保険料上昇の抑制が図られます。また、公費の一部については、現場の従事者への処遇改善をはじめとする介護に係る社会保障の充実に活用されます。

3点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）伊藤正子君。

○7番（伊藤正子君）ありがとうございます。

そうですね、これはもう本当に、まさに9期目を迎えて、高齢者の世話を家族でするって、プロの仕事に本当になりつつある。それを支えるには、やっぱり財源も必要なので、高所得者の13段階に求めたっていうのは正解かもしれないので、うちの一般会計からもかなりの金額を繰入れしている中で、財政状態の厳しい実態は本当に大変だなと思います。

そうですね、本当に介護……。こういう介護にも全部、さっきおっしゃったようにケアプランも必要だし、マネープランも必要で、また、自分たちも負担していかなくちゃいけないっていう姿を見せていかなくちゃいけないと思います。

以上です。

はい、3点目はいいです。

○議長（樋下周一郎君）続いて、4点目の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）伊藤議員の御質問、1項目第4点目、今後の町の介護保険制度の運用についてお答えを申し上げます。

介護保険制度は、介護が必要な人の自立支援や介護をする人の負担を和らげるなど、介護を社会全体で支えていくことを目的とし、2000年に施行されました。この間、高齢者が地域で安心して暮らすための相談窓口として地域包括支援センターが設置され、介護予防に重点を置いた介護予防日常生活支援総合事業が位置づけられ、地域の実情に応じ、事業を町が実施できるようになりました。

町における高齢化率が2009年には20.6%であったものが、2025年には37.6%と、約4割の方が65歳以上となると推計されています。また、高齢者65歳以上のうち、後期高齢者75歳以上の占める割合が5割を超えることも見込まれております。

そのような中、要介護度の重度化や認知症高齢者が増えることで、介護ニーズが増加し、生産年齢の減少による地域で支えてくださる方の減少、介護人材の不足等が懸念されております。さらに、近年の核家族化の進行から高齢者のみの世帯が急激に増加、地域コミュニティの希薄化などが予想されております。

こうした状況を踏まえ、町でも高齢者自身が支え手として生涯現役で活躍できる環境づくりや健康寿命を延伸するサービスの充実。医療・介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで安心して続けられるよう、医療、介護、介

護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて取り組んでおります。

こうした中で、地域の住民の方が運営主体となり、「いつでも誰も型」として町に7か所の居場所が誕生し、新たな地域づくりの活動拠点として育まれております。

今後も「地域で支え合う 健康で安心して生活できるまちづくり」を町の基本理念として、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていけることのできる地域共生社会の実現に向けて全力で努力してまいります。

私からの答弁は、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）伊藤正子君。

○7番（伊藤正子君）ありがとうございます。

この介護保険制度のおかげで、国民の老後の安心がかかっているのも、この制度を国民全体が監視して守っていかなくてはいけないと思っています。

この介護保険の1項目めの保険制度利用の現状については以上です。

2項目めへお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、2項目め1点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君）それでは、2項目め1点目、令和5年度末の空き家の数について御答弁申し上げます。

空き家件数の把握につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する居住その他の使用がなされていないことが常態であるかについて、国が示す基本指針に基づき判定を行います。

令和4年度に五霞町空家等対策計画を策定した際に、空き家の現状及び家屋の使用状況について調査を行った結果、令和4年度末時点で105件となっており、こちらを最新の数値として捉えております。なお、令和5年度末の空き家の件数は、現在、調査及び集計を行っているところでございます。

2項目1点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）伊藤正子君。

○7番（伊藤正子君）空き家の調査をしましてから若干増えたようで、人口の減少時代に仕方がないかなと思いますが、地域の安全と安心を求められている中で、どのような解決方法がよいかは考えていかなければならないと思います。

2項目めの1点は、これでいいです。

○議長（樋下周一郎君）続いて、2点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君）それでは、2項目め2点目、空き家になった経緯について御答弁申し上げます。

昨年度、五霞町空き家対策計画を策定した際に、空き家の所有者に対して、空き家になった経緯についてお尋ねしておりますので、その集計結果を申し上げます。

空き家となった理由として最も多かった回答が、居住者の死亡、次いで、居住者の施設入所、長期入院、転居となっております。この背景には、2世代以上が同居する世帯が減少し、高齢者のみの世帯が増加していることが起因していると考えられます。

2項目め2点目については、以上となります。

○議長（樋下周一郎君）伊藤正子君。

○7番（伊藤正子君）空き家になった理由として、居住者の死亡という回答があり、相続関係が発生していますね。特に、ひとり暮らしの方が施設入所とか、空き家になると長期化して地域の安全や安心が懸念されています。

この空き家と言いましても、所有者にとっては大きな財産であり、相続関係の所有権を移転するのも費用がかかり、どのような方法がよいか悩んでいる方もいるので、これは要望として相談窓口を設けていってほしいと思います。

2点目は、これでいいです。

○議長（樋下周一郎君）続いて、3点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君）2項目め3点目、空き家バンクへの登録件数について御答弁申し上げます。

当町では、町内の空き家を有効活用し、良好な住環境の確保及び定住の促進による地域の活性化を図る目的により、公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会、いわゆる茨城県宅建協会と協定を締結し、令和3年度に五霞町空き家バンクを創設いたしました。

この制度を利用するに当たり、登録時の手数料は無料となっておりますが、原則として茨城県宅建協会に加盟している茨城県内の業者との取引となります。

なお、空き家バンクの実績として、現在までに登録された物件は2件であり、いずれも媒介業者を通じて売買契約が成立しており、現在は活用可能な登録物件はございません。

登録物件が少ない理由として、まず、空き家バンク制度自体の認知度が低いことがアンケート調査により明らかになったことから、制度の内容について御理解をいただくため、広報紙やホームページ、メールマガジン等で積極的に周知するとともに、空き家バンクの運営を円滑に行う目的により茨城県宅建協会と連携を強化し、登録物件の増加につなげていきたいと考えております。

2項目め3点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）伊藤正子君。

○7番（伊藤正子君）ありがとうございます。

非常に、無料で登録ができると。特に原宿台は、一番空き家が多くて、私が見た範囲では、非常に良い物件がたくさんあるのに、登録が2件というのは少ないと思います。

それと、あと、うちの町は県境なんですよ。それで、今朝も若い子から言われたんだけ

ど、空き家が欲しいなって言われたんですけど、ちょっとね。そういうふうにして、五霞町の原宿台あたりは、五霞町って、私は、すごく平でいい所で、どうしてこういう空き家が多くなって、これはもう本当に町の損失で、損になっちゃうんじゃないかと。もう、もっともっとPRして、空き家を少なくして町が元気になってほしいと思うんです。

それと、空き家物件を求める人の中には、埼玉県の価格を設定してくる人と、茨城の価格設定をして少しでも安くして購入したいというのがあるので、そういう点では、空き家バンクにPRしてね、本当に105件というののもったいないというのは日々感じているところで、空き家バンクのPRをよろしく願いいたします。

3点目は、以上です。

○議長（樋下周一郎君）続いて、4点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君）続きまして、2項目め4点目、空き家を購入した方へのリフォーム等補助の考え方について御答弁申し上げます。

空き家のリフォームに対し、国の補助事業として空家等対策総合支援事業があり、茨城県内では44市町村中、9つの自治体がこの事業を採択しております。

なお、各市町村により助成要件は異なりますが、空き家バンク制度の活用を推進する目的から、同制度への登録を条件として助成しているケースが多く、まず、町としては、空き家バンク制度の周知と登録を推進するとともに、他の自治体での助成状況やその効果について調査を行い、必要性を見極めてまいりたいと考えております。

2項目め4点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）伊藤正子君。

○7番（伊藤正子君）ありがとうございます。

茨城県では、空き家バンクに登録していることを条件に補助をしている団体があると。これも大きないい要素ですから、大いにPRして、我が町も空き家の購入を希望する方に空き家バンクの登録を推進し、町としても何らかの補助を要望しておきます。

4点目は以上です。

○議長（樋下周一郎君）続いて、5点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君）続きまして、2項目め5点目「空き家になった所有者にどのような指導をしているか」について御答弁申し上げます。

空き家の所有者に対し指導を行う際は、空き家等対策の推進に関する特別措置法第9条第1項による現地調査を行い、指導や改善が必要であると判断された場合には、同法3条に基づきまして通知により指導を行っております。

また、所有者が町内に在住している場合には、御自宅を直接訪問し、改善を依頼するとともに、その他の所有者のうち、連絡先を把握している方については、電話にて対応を依頼しております。加えて、来年度は固定資産税納税通知を送付する際に、空き家に関するお知らせ

せを同封し、空き家管理の徹底と、空き家バンク制度への登録の呼びかけを行う予定でございます。

なお、今後の空き家対策を進めていく上では、まず、空き家を増やさないことが大切であります。先ほど御答弁いたしました、茨城県宅地建物取引業協会と連携し、空き家バンクの周知に努め、空き家になる前の住宅としての価値が高いうちの売買を促すことにより、空き家の増加の未然防止に努めてまいります。

2項目め5点目については、以上となります。

○議長（樋下周一郎君）伊藤正子君。

○7番（伊藤正子君）ありがとうございます。

空き家は、社会問題として多くの自治体が今、苦慮しています。

そして、空き家になった経緯の多くは、今は多死社会ですから、相続が発生して、この中で解決方法としては、士業——弁護士さんとか、行政書士とかの連携が重要になってくるので、うちの町にも久松さんという、宣伝しちゃいけないんですけど、行政書士がいて、よくいろいろなことをやってくれますので、来月から、4月1日より相続登記の申請が義務化され、また罰則もありますから、こういうので所有権が早期に替わり、また、利活用の推進になるのではないかと。

そして、早くそういうふうにしたら利活用もできますし、税法上、優遇措置も受けられますので、地域で見守り、また情報を共有し、1件でも利活用され、人口増や町のにぎわいに貢献できたらいいと思います。

以上で、空き家の問題については、これで質問を終わります。

○議長（樋下周一郎君）以上で、7番 伊藤正子君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は、10時50分といたします。休憩中、場内の換気を行います。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○議長（樋下周一郎君）休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

◇ 猿橋正男君

○議長（樋下周一郎君）2番目の質問者である猿橋議員は、発言席へお願いします。

〔1番 猿橋正男君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君）ただいまより、1番 猿橋正男君の発言を許可します。

登壇し、質問趣旨を述べ、その後、発言席へ戻り答弁をお聞きください。

1 番、猿橋正男君。

〔1 番 猿橋正男君 登壇〕

○1 番（猿橋正男君）おはようございます。1 番議員、公明党の猿橋でございます。

本日は、お忙しい中、傍聴に御参集いただきました皆様、誠にありがとうございます。

今年、元旦に発生した能登半島地震で多くの方が被災されました。亡くなられた方の御冥福を祈るとともに、被災された方にお見舞い申し上げます。また、被災地の早期の復旧・復興を御祈念申し上げます。五霞町公明党といたしましても、令和6年能登半島地震被災者を救援する茨城の会と連携しまして、2月12日に道の駅ごかにて街頭募金をさせていただきました。多くの方の御協力を賜り、誠にありがとうございました。

今回は、2項目5点の質問をさせていただきます。

1項目めは、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会、共生社会を実現するための障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法などについてです。

障害者差別解消法は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として平成25年6月に制定され、平成28年4月1日から施行されました。この法律の目的達成のために、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項及び行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための処置等について規定しています。

障害のある・なしにかかわらず、全ての命は大切であり、かけがえのないもの。そして、命の重さは平等である。このような当たり前の価値観を社会全体で共有していくことが大切です。こうした価値観の積み重ねが、互いにその人らしさを認め合う共生社会につながっていきます。

この法律では、国、都道府県、市町村などの役所や会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して障害を理由として差別することを禁止しています。具体的には、正当な理由なく、障害を理由としてサービスや各種機会の提供を拒否したり、場所・時間などの制限、障害者ではない者に対しては付かない条件をつけるとするなどのことにより、障害者の権利・利益を侵害することを言います。正当な理由は、障害者に対する取扱いが客観的に見て正常なもとに行われたものであり、その目的に対して、やむを得ないと認められる場合になります。そして、事業者が障害のある人に合理的配慮を行うことなどを通じて、共生社会を実現することを目指しています。

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応することを求めています。

この法律が令和3年に改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が努力義務から法的義務に変わり、本年4月1日から施行されます。

本町においては、基本理念「誰もが自分らしくあり 暮らしやすい 共生のまち ごか」の実現に向け、障害福祉施策に取り組むため、第3次五霞町障害者計画が令和3年度から令和8年度までの6年間を目標に展開され、第6期五霞町障害者福祉計画、第2期障害児福祉計画が令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間として展開されています。そしてまた、来年度に向け第7期五霞町障害者福祉計画、第3期障害児福祉計画が策定へ検討されています。

そこで質問です。

1点目、本町における障害者差別解消法を含む障害者に対する事業の現状及び今後の施策はどのようなになっているのか。

2点目、障害者差別解消法が改正されて、事業者への合理的配慮が義務化されたことを、各事業者へ周知徹底する方法をどのように考えているのか。

3点目、視覚障害者のための音声コードも昨年9月定例会の答弁で検討していただけたとのことでしたが、取組状況はどのようなになっているのか。

以上が、共生社会を実現するための障害者差別解消法などの質問になります。

2項目めは、自転車乗用中のヘルメット着用及び自転車保険についてです。

警視庁の資料によると、平成30年から令和4年の5年間で、自転車乗用中の事故で亡くなられた方は、約6割が頭部に致命傷を負っています。また、自転車乗用中の交通事故においてヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べ2.1倍高くなっています。

茨城県においても、同じ5年間で頭部損傷のため亡くなった方が約6割、致死率も未着用の方は約2倍となっています。また、この5年間の死者数は61人で、そのうち、ヘルメット着用者は3人でした。自転車乗用中の死亡者の中で、高校生以上のヘルメット着用率は8%以下で、高齢者が3.1%、高校生が3.5%と低くなっています。

自転車事故で被害を軽減するには、頭部を守ることが重要です。令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務となりました。それでも、茨城県における令和5年の自転車乗用中の交通事故死亡者数17人のうち、14人がヘルメット未着用でした。

私がスクールガードをして見かける方も、中学生を除いては、ほとんどの方が未着用の状態です。ヘルメットを着用しない主な理由として、「努力義務だから」、「みんながかぶっていないから」、「髪型が乱れるから」、「格好が悪い」、「駐輪時に荷物になる」、「購入費がかかる」などが挙げられています。これまで習慣のなかったヘルメットの着用をどう高めるかが課題です。

そこで質問です。

1点目、町民の安全を確保するために、広報紙等を活用し、ヘルメット着用の啓発をする

とともに、購入費用の一部を補助すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、自転車乗用中の事故で、歩行者との接触による事故が増加傾向にあり、裁判になるケースが相次いでいます。

兵庫県では、小学5年生が夜間、帰宅途中に62歳女性と正面衝突。女性は、頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識不明の状態となり、9,521万円の賠償。東京都では、男性が夕刻、片手運転で走行し、交差点に進入、横断歩道を横断中の38歳女性と衝突し、女性は脳挫傷で3日後に死亡し、6,779万円の賠償など、高額な賠償責任を負う事例は枚挙にいとまがありません。本町では、中学生が自転車通学をしています。自損事故等も心配されます。

2点目の質問です。

町民に対して、自転車保険への加入促進の取組が必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上が、自転車乗用中のヘルメット着用及び自転車保険についての質問になります。

以上、質問の趣旨を述べさせていただきました。

発言席に戻させていただきます。

〔1番 猿橋正男君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君）1項目め1点目の質問に対し、健康福祉課 山田主幹の答弁を求めます。

山田主幹。

○健康福祉課主幹（山田 浩君）それでは、1項目1点目、障害者に対する事業の現状と今後について御答弁申し上げます。

初めに、対象となります障害者の人数について御報告申し上げます。

障害者につきましては、大きく身体障害者、知的障害者、精神障害者、これらの三つの区分がございます。令和6年2月末現在、身体障害者数は274人、知的障害者数は78人、精神障害者数は67人、合計で419人となっております。5年前の数字が、415人ですので、ほぼ横ばいで推移しているというような状況でございます。

現在、障害者に対する事業としましては、令和3年の3月に策定しました第3次五霞町障害者計画。こちらが、大綱となります。その基本理念の中で、「誰もが自分らしくあり 暮らしやすい 共生のまち ごか」これらの実現に向けて様々な取組を実施しているところでございます。

取組の内容につきましては、時間の関係もございいますので、主なものを3つほど紹介させていただきます。

まず一つ目は、相談事業でございます。毎月第2火曜日に役場の会議室におきまして、子ども・おとなふくし心配ごと相談を実施してございます。これにつきましては、障害やひきこもり、お子さんの発達に関する各種相談を受け付けまして、専門の障害者相談支援員が相談に応じて各種サービスにつなげるような、そのようなお手伝いをしております。

続いて2点目が、地域活動支援でございます。障害者に対する創作的活動などの機会の提供や社会との交流促進を図ることを目的に、社会福祉協議会と連携をしまして、地域活動支

援センター、通称「太陽の家」を実施しております。現在、8の方が登録しております、日常生活、社会生活の支援を行っております。

最後に、三つ目としましては、各種扶助事業でございます。障害者が日常の家庭生活を過ごしやすいするための日常生活用具購入扶助、さらには、身体の部分的欠損などによる機能障害を補うための補装具購入扶助などを実施しております。

以上が主な事業でございます。

また、御質問にもありました今後の事業としましては、障害者に対する就労支援に力を入れてまいりたいと考えております。就労につきましては、自立した生活を営む上での手段であるとともに、社会への貢献や本人の生きがいづくりにもつながります。すなわち、障害者が地域で自立していく上で、就労の場の確保はとても重要なものとなります。

そのような中において、一昨年、町内に2か所の就労継続支援B型事業所が開設いたしました。就労継続支援B型事業所に関しましては、民間での雇用が困難な障害者にとって、訓練を受ける場、働く場としてとても重要な役割を担っております。障害のある方が、意欲や適性・能力に応じて就労できるよう事業所との連携を図りながら、障害者の家族も含めて支援に努めてまいります。

このようにして、障害のある方が住み慣れたこの五霞町で、これからも自分らしく暮らし続けていけるよう、共生社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

1点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）猿橋正男君。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

内閣府の資料によると、人口1,000人当たりの身体障害者数は34人、知的障害者数は9人、精神障害者数は33人で、複数の障害を併せ持つ人もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ7.6%が何らかの障害を有しているとあります。

本町の人口からすると約600人になりますが、現状419人ということですので、全国平均より少ないことが分かりました。

現状において、専門の障害者相談員が様々な悩みに対応し、各種サービスへつなげたり、社会福祉協議会と連携して、社会との交流の促進を図るため、日常生活者の支援を行っている。また、日常生活用具購入扶助、補装具の扶助など各種扶助事業が行われていて、障害者の方たちは助かっていると思われまます。

厚生労働省の身体障害者ケアガイドライン、地域生活を支援するための障害者福祉に求められる視点に、「障害者が基本的人権をもつ一人の人間として地域の中で、市民として普通の生活を営んでいける社会を構築していくことが必要であり、この社会福祉に求められる考え方としては、ノーマライゼーション、生活の質、リハビリテーションがあります」と示されています。

ノーマライゼーションの視点とは、障害者が可能な限り、家族や町民が生活する地域の中で、共に生活できるように支援することです。今後、町の事業として障害のある人の就労支

援に力を入れていくということは、すごく大切なことだと思います。

障害のある人が、自分らしく意欲を持って、自分の適性・能力を発揮して、町民の皆様とともに働き、共に生活する共生社会の実現をよろしく願いいたします。

2点目をお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、2点目の質問に対し、健康福祉課 山田主幹の答弁を求めます。

山田主幹。

○健康福祉課主幹（山田 浩君）1項目2点目、事業者への合理的配慮の周知徹底について御答弁申し上げます。

議員御案内のとおり、本年4月1日から改正障害者差別解消法が施行されまして、事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されます。

先ほどの議員の説明とも一部重複いたしますが、改めてここで定義について確認させていただきたいと思います。

ここで言う合理的配慮の提供とは、障害のある方から、社会の中にあるバリア、いわゆる障壁になる部分についてでございますが、これらを取り除くために何らかの対応が求められたときは、事業者は、負担が重過ぎない範囲で対応を行うこととされております。

具体例としましては、障害のある方との意思疎通を図るためにタブレットを使用したり、あるいは、段差があるところでスロープを設置したりといったような、いわゆる障害者のための配慮でございます。

また、事業者とは、営利又は非営利、個人又は法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思を持って行う者で、商業やその他の事業を行う企業や団体、店舗を指します。これには、個人事業主やボランティア活動をするグループなども含まれます。

本町といたしましては、このたびの改正につきまして、現在、ホームページを通じて既に周知は行っているところでございます。また、合理的配慮の提供が義務化されます本年4月1日に併せまして、来月号の広報ごか4月号に関連記事を掲載いたします。このほか、町内の事業者に対しましては、工業クラブや商工会に御協力をいただきまして、制度の趣旨を説明し、理解を深めてまいりたいと考えております。

2点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）猿橋正男君。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

障害者差別解消法は、障害のある人に合理的配慮を行うことなどを通じて、社会共生を実現することを目指しています。

この法律を進めることで、障害のある人とない人が実際に接し、関わり合う機会が増えると思われまます。こうした機会を通じ、お互いに理解していくことが、共生社会の実現にとって大きな意味を持ちます。

よい法律も、知って活用しなければ、意味がありません。本町ホームページでの周知、広

報紙への掲載、そして、工業クラブや商工会に協力していただくことは有意義に思います。

また、本町ホームページでリンクを貼ってある内閣府ホームページの障害者を理由とする差別解消法の推進の中にある障害者差別解消法のチラシやリーフレットをうまく活用していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

3点目をお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、3点目の質問に対し、健康福祉課 山田主幹の答弁を求めます。

山田主幹。

○健康福祉課主幹（山田 浩君）1項目3点目、視覚障害者のための音声コードについて御答弁申し上げます。

改めて確認をさせていただきますが、音声コードとは、印刷物の文字情報を18ミリ角の二次元コードに変換したものでございます。1つのコードに約800文字の情報を記録することが可能です。視覚障害者が等しく情報を取得する手段の一つとして、その有効活用が求められているところでございます。

昨年9月の第3回定例会におきまして、猿橋議員から御質問をいただきました以降、その後の動きについて御報告を申し上げます。

健康福祉課では、特定非営利活動法人 日本視覚障害情報普及支援協会から無償提供されております音声コード作成ソフト。こちらを昨年9月に入手いたしました。

音声コードを活用するに当たっては、視覚障害者が、音声コードの位置を確認するための切り欠き加工が必要になるなど、これまでとは違った文書作成のルールが幾つか存在いたします。現在、町では、音声コードを活用する文書の選定など、運用に向けた調整を行っているところでございます。

また、一方で、音声コードを読み取るには、あらかじめスマートフォンなどにより専用のアプリケーションをダウンロードしなければならないといった、利用する側においても御協力いただかなければならない点がございます。これらを踏まえまして、今後は、視覚障害者を含めた利用者側に対しましても、音声コードの利用に向けた周知に努めてまいりたいと考えております。

3点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）猿橋正男君。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

障害のある全ての方が、障害の有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年に施行されましたが、視覚障害がある方にとっては、情報の取得や利用に多くの苦勞があります。

音声コードは、スマートフォンなどを使い、専用アプリで二次元コードに変換された文章を読み上げ、視覚障害のある人も情報を得ることができます。本町において音声コードの運用に向けての調整をしているということですので、なるべく早い時期に運用できるよう、よ

ろしくお願いいたします。

また、答弁にありましたとおり、音声コードの読み取りには、専用のアプリのダウンロードが必要です。運用開始に当たっては、アプリの使用方法も視覚障害者の方に周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上になります。

2項目めへお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、2項目め1点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君）それでは、2項目め1点目、ヘルメット着用の啓発と購入費の一部補助について御答弁申し上げます。

自転車に乗車する際のヘルメットの着用につきましては、これまで、道路交通法により児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させる時は、当該児童及び幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないとされておりましたが、議員御承知のとおり、令和5年4月1日の法改正により、全ての自転車を利用する方に対し、ヘルメットの着用が努力義務化となりました。

そのため、五霞町においても、令和5年4月の広報ごかにおいて、自転車乗車時におけるヘルメット着用の努力義務についての記事を掲載するとともに、啓発用チラシを折り込み、周知を図ってまいりました。境地区交通安全協会五霞支部や五霞町交通安全母の会、さらには、境警察署と連携を図り、各種交通安全啓発イベントにおいて、ヘルメット着用の啓発活動を積極的に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、一般の方を対象とした自転車用ヘルメット購入費に対する一部補助につきまして御答弁申し上げます。

現在、五霞町では、小学校並びに中学校の入学時と、小学4年生になる児童に対して、登下校時に着用しますヘルメットの購入補助を行っていますが、一般の方を対象とした補助は実施しておりません。

今回の自転車乗車時におけるヘルメットの努力義務化に対する県内自治体での一般の方へのヘルメット購入補助金の状況を調査したところ、龍ヶ崎市と石岡市の2つの市が、いずれも市民を対象に補助上限額を2,000円として実施しております。

今後は、既に補助を実施している自治体の実績や導入の効果などを検証し、ヘルメット購入補助金の必要性について、調査・分析してまいりたいと考えております。

1点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）猿橋正男君。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

昨年9月24日付けの茨城新聞の記事に、「古河市では、10月から市内在住の18歳以下と65歳以上を対象に石岡市と同様の助成を導入する。また、茨城県警によると、令和5年7

月末時点で、ヘルメットに関する補助事業があるのは、県内8市町。ほかに、令和6年度に助成を検討している自治体もあります。」とありました。

ヘルメット着用率は、高校生で3.5%、高齢者で3.1%と低く、高校生においては、通学で自転車を利用しています。本町においても、住民の安心・安全を確保するため、まずは18歳以下と65歳以上を対象に購入費用の助成をお願いいたします。

2点目をお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、2点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君）続きまして、2項目め2点目、自転車保険の加入促進について御答弁申し上げます。

自転車は、誰もが手軽に利用できる便利な乗り物ですが、使い方を間違えると、自分の命はもちろん、他人の命を脅かす凶器にもなりかねないことから、運転者としての自覚と責任が必要になります。

近年では、スマートフォンを操作しながら、イヤホンで音楽を聴きながら、傘を差しながらなど、ながら運転や危険運転が問題になっていることから、今月の5日には、自転車の交通違反に対して青切符を交付する制度の新設を柱とした道路交通法の改正案が閣議決定されるなど、自転車を利用される方に対する交通ルールの遵守が求められているところであります。

このような状況から、茨城県では、茨城県交通安全条例において、日常生活で自転車を利用している個人、未成年者を監護する保護者、事業活動のために自転車を利用している事業者、シェアサイクルやレンタサイクル会社などの自転車貸付業者など、個人・法人を問わず、自転車を利用する全ての県民を対象に、自転車を利用する場合は、自転車損害賠償責任保険等への加入に努めなければならないとしております。

五霞町においても、自転車損害賠償責任保険等の必要性について、広報ごかや町ホームページを活用し周知に努めるとともに、学校や高齢者団体、自転車販売店などに働きかけ、啓発を図ってまいりたいと考えます。

2点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）猿橋正男君。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

自転車損害賠償保険等の必要性について、広報紙、ホームページを活用しての周知及び学校、高齢者団体、自転車販売店への働きかけ、よろしくをお願いいたします。

令和5年4月～6月の茨城県の調査によると、公立中学校の自転車通学者の保険の加入率は86.3%です。他の保険での特約として賠償責任保険に加入している方が多いようです。

しかし、加入していない方がいるのも事実です。茨城県交通安全条例で、県民の皆様は自転車を利用する場合、自転車保険への加入に努めなければならないとありますので、継続的な啓発をよろしくをお願いいたします。

以上で、一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（樋下周一郎君）以上で、1番 猿橋正男君の質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時26分

再開 午後 1時00分

○議長（樋下周一郎君）休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

◇ 小野寺 宗一郎 君

○議長（樋下周一郎君）3番目の質問者である小野寺議員は、発言席へ移動願います。

〔2番 小野寺宗一郎君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君）ただいまより、2番 小野寺宗一郎君の発言を許可します。

登壇し、質問趣旨を述べ、その後、発言席へ戻り答弁をお聞きください。

2番、小野寺宗一郎君。

〔2番 小野寺宗一郎君 登壇〕

○2番（小野寺宗一郎君）皆さん、こんにちは。2番議員の小野寺宗一郎でございます。

傍聴席の皆様、大変御多忙の中、議会議場までお越しいただきまして誠にありがとうございます。最後までよろしく願いいたします。

質問に入る前に、本年の1月1日に発生しました能登半島地震の影響により亡くなられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました全ての方々にお見舞い申し上げます。そして、一日も早い復旧・復興を心よりお祈りいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。私からの質問は、2月27日に通告いたしましたとおり、耕作放棄地、荒廃農地の現状と今後の農業について質問いたします。

近年、農業を取り巻く環境は厳しさを増しております。全国的に農業者人口は減少がとどまらず、個人経営、団体経営の農業経営体数が、令和4年度に97万5,100となり、初めて100万を割りました。統計を取り始めた2011年には、158万6,100あったそうですので、実に4割近く減ったこととなります。その原因といたしましては、コロナ禍での外食産業の需要の落ち込み及び国の在庫米での米余りによる米価の下落、ウクライナ情勢による原材料の不足によつての肥料の高騰、また、異常気象による品質の低下、鳥獣被害による収穫量の減少など、様々な要因が考えられます。

特に、稲作に限って言えば、生産費を割り込んでしまうような米の価格が続いており、小規模農家では経営難になり生産意欲が低迷し、離農者が増え続けております。それと同時に高齢化も進んでいるため、今後は更に農業者は減少し、10年後、20年後には耕作放棄地が増大することが懸念されております。

本町の農業を守り、未来へ継承していくために、農作業の労力軽減や担い手への手厚い支援、農業収入の増加、後継者の確保などの取組が必要になってきています。

そこで、本町における耕作放棄地の現状と今後の取組についてお伺いいたします。

1点目といたしまして、本町の農地面積に対する耕作放棄地、荒廃農地の現状についてお伺いいたします。

耕作放棄地、遊休農地、荒廃農地などの分類がされているが、改めてどのような定義なのかをお伺いいたします。また、農地総面積に対する割合、実態把握の方法、また、どのような指導・助言を行っているかについてもお願いいたします。

次に、2点目といたしまして、耕作放棄地になってしまう要因、また、対策についてお伺いいたします。主な要因として、どんなことが挙げられるのか、また、ならないような対策はどのようなことをしているのか、お伺いいたします。

次に、3点目といたしまして、今後、更なる高齢化や労働力不足が考えられますが、その対応についてお伺いいたします。地域農業の担い手となる個人農家、農業生産法人はどのくらいあるのか。農業の担い手確保策としてどのようなことに取り組んでいるのか。また、新規就農者、親元就農した事業継承者はどのくらいいるか把握しているのか。また、それらに対しての各種資金の確保、営農技術支援についてもお伺いいたします。

次に、4点目といたしまして、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着までの支援が必要と考えるが、それについてお伺いいたします。米、麦の作付面積の推移。また、現在でのサツマイモ、ネギ、その他の野菜への転換はどのくらいの面積なのか。また、6次産業化についてもお伺いいたします。

最後、5点目といたしまして、今後、耕作されていない農地の解消に向けた課題をどのように捉えていくのか。農業の推進と新たな開発の考えについて、どんな将来のビジョンを考えていくのかをお伺いいたします。

以上、5点について質問いたします。

時間の関係上、答弁は簡潔にお願いいたします。答弁の内容によっては、再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この後の発言につきましては、降壇して発言席より発言させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔2番 小野寺宗一郎君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君）1項目め1点目の質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）1項目め、耕作放棄地、荒廃農地の現状と

今後の取組について、1点目、本町の農地面積に対する耕作放棄地、荒廃農地の現状について御答弁申し上げます。

初めに、耕作放棄地、荒廃農地についてでございますが、現在、農地法において区分されており、遊休農地等の区分で御説明させていただきます。

遊休農地につきましては、1号遊休農地と2号遊休農地に分けられ、1号遊休農地は、農作物が1年以上作付されず、今後も農作物の作付や農地の維持管理が行われる見込みがない農地であり、1号遊休農地は、さらに緑区分と黄色区分の2区分に分けられます。緑区分は、利用されておらず、草刈りなどを行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地となります。黄色区分は、利用されておらず、草刈りなどでは直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など、農業的利用を図るための条件整備により再生が可能となる農地となります。

2号遊休農地は、農作物の作付は行われているが、利用の様態が周辺農地と比較して著しく劣っている農地となります。1号遊休農地の黄色区分以上に悪い状態の農地を再生利用が困難な農地として区分しております。

続いて、農地総面積に対する耕作放棄地等の面積及びその割合について申し上げます。

令和5年9月末現在の五霞町の農地総面積 965万4,900平方メートルに対しまして、遊休農地の面積は6万8,740平米であり、その割合は0.7%で、再生利用が困難な農地、いわゆる荒廃農地の判断はしておりません。

続いて、ここ数年の遊休農地等の状況について申し上げます。

ここ数年の状況といたしましては、令和3年度が7万8,589平米、令和4年度が6万9,921平米と減少傾向にあります。おおよそ横ばいの状態となっております。

続いて、遊休農地等の実態把握の方法について申し上げます。

毎年9月ごろに農業委員会において実施している農地パトロールにより遊休農地として把握しております。農地パトロールは、農地台帳と地図を用意し、原則として一筆ごとに調査を実施し、前年に把握した遊休農地が解消されているか、新たに遊休化した農地はないかなどについて確認しております。

続いて、どのような指導・助言をしているかについて申し上げます。

先ほど申し上げました農地パトロールの結果について、比較的容易に作付が可能な農地には改善等の通知を、遊休農地と認められる農地には、貸付け、売買、自作等の意向を確認する利用意向調査を農業委員会から発出し、遊休農地などの解消、再生に努めております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

本町の耕作放棄地は、先ほどの御説明ですと、農地の総面積の0.7%しかないということですけど、私個人的には新4号国道沿いの冬木橋の北側なんかを見ると、耕作放棄地がかなり多く点在しているなという思いがありましたので、町全体では結構あるんじゃないかな

と思っていたのですが、全体面積 965 万 4,900 平米に対して 6 万 8,740 平米、約 7 町歩ということですので、大分少ないんだなと思っております。実際には、もう少しあるのかなと思います。今、伺った耕作放棄地の定義も少し複雑ですね。緑とか黄色とかとあるので、分かりづらいところもありますが、それにのっとった調査結果だと思っておりますので、数字として伺っておきたいと思っております。

また、その実態把握については、農業委員会で年 1 回の農地パトロールにより把握しているということですが、そのことにより、ここ数年、耕作放棄地が横ばいなのかなと思っておりますので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、町民から苦情などもあるかもしれません。というか、その情報提供ということで、苦情も含めてしっかりと把握しておいていただきたいと思っております。

また、指導・助言については、書面により通知しているということですが、そのほかにも、草刈りだけをやって、農地として利用していないということも多く見られますので、今後とも注意して観察していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

現在は、親と同居して、ある程度農業をやってきた方が管理されていますけど、これからは、農地は持っているけど、町外に住んでいるとか、また、非農家ということになりますと、あまり農業に関心がなくなってくるので、それを放っておくと、また荒廃農地となり、雑草による病害虫の発生や不法投棄の原因、また、鳥獣などの餌場になるなど、いろいろな影響が考えられると思っておりますので、今後もしっかりとした指導のほどをよろしくお願ひいたします。

それでは、1 点目はこれで結構ですので、2 点目の要因・対策について、よろしくお願ひいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、2 点目の質問に対し産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）2 点目、「耕作放棄地になってしまう要因・対策は」について御答弁申し上げます。

初めに、「耕作放棄地になってしまう主な要因は何か」について申し上げます。

主な要因といたしまして、耕作者の高齢化による離農、その後、耕作を続ける後継者が不足していることなどが挙げられます。そのほかといたしましては、農作物価格の低迷、相続等による不在地主や農地持ち非農家の増加なども要因として挙げられます。

続いて、「ならないような対策はどのようなことをしているのか」について申し上げます。

農地は、一度耕作をやめてしまいますと、数年で農地の原型を失うほど荒れてしまいます。それにより発生した遊休農地などは、周辺地域の営農環境に様々な悪影響を与えるおそれがあるほか、地域の担い手の農地集積の阻害原因になり得るものでございます。そのため、大規模に作付している農業法人をはじめとした認定農業者への貸借や農地中間管理機構への貸付けを進め、遊休農地の発生防止・解消を図っております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

耕作放棄地になってしまう一番の原因というのに後継者問題だと、私も思っております。

現在、日本の農業就業者は高齢化が進み、65歳以上の高齢者が7割以上を占めていると言われております。

農業には、農業生産だけでなく、景観の保持や環境の保全など重要な役割を果たしております。こうしたことから、農業を守っていくということは大変重要なことではあります。そのためには、農業の担い手を確保していかなければならないと思いますが、これはそう簡単にいくものではないと思っております。その背景には、何と言っても、先ほど課長も言われましたが、農作物の価格の低迷、特に本町においては、米の価格の低迷というのが一番の理由ではないかと思っております。それでも何とか、本町においては兼業農家という形で農業収入を当てにせず、勤めに行きながらやってきたわけですが、現在の米の価格では、どうやっても赤字になってしまうというのが続いております。

それでも、先祖から受け継いだ土地だからといって、皆、頑張ってきたわけですが、これからの若い人たちはシビアになりますから、すぐにもう電卓をはじいてですね、合わないとなると、うちで作るより買って食っちゃったほうが安いよということで、自分で耕作せずに貸し出してしまふ。しかしながら、小さい田んぼ、また、条件の悪い田んぼというのは、なかなか借り手がなくて、どんどん荒れていってしまう。そういうことが現状ではないかと思っております。

そんな観点から、政府も平成26年より、先ほどの答弁の中にもあった農地中間管理機構、通称農地バンクを推奨しておりますが、そのことについて再質問をさせていただきますが、農地バンクを利用したい時、どのような手続が必要なのか。また、本町の現在までの集積率、それから、来年度、令和7年度より制度が変わるようですが、その内容と影響についてお伺いいたします。

○議長（樋下周一郎君）ただいまの再質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）再質問の農地バンクについて御答弁申し上げます。

議員御指摘の「農地バンクを推奨しているのか、集積率・件数などの成果について」申し上げます。

農地中間管理機構、いわゆる農地バンクは、農地の利用の効率化や高度化の促進を図るための事業を行うことを目的に、各都道府県に一つ設置された知事が指定する一般社団法人でありまして、農地を貸付けたい農家から地域農業の担い手への農地の集積・集約化を進めるため、中間的受け皿となる組織であるとされております。茨城県でも、茨城県農林振興公社が茨城県知事の指定を受け、農地中間管理機構として事業を行っております。

農地中間管理機構の推奨でございますが、現在、農地を貸付ける方法といたしましては二

通りございます。

一つが、農業委員会で事務を行っている農地利用権設定であり、農業委員会へ申請を行い、月1回の定例会に諮り、承認されるといったものでございます。

もう一つが、農地中間管理機構、農地バンクへの貸付けであり、これは産業課に申請を行い、産業課から機構に対し書類を送付、機構により可否の決定を行いまして、その後、産業課を通じて機構へ貸付手続を行いますので、利用権設定に比較して手続が煩雑となり、期間としては3か月かかってしまうところでございます。また、貸付希望者は、希望すれば機構のリストには載りますが、その状態は受け待ちの状態でありまして、賃料を得られる状況ではないですし、受け手が現われるまで維持管理してくれるような制度にはなっておりません。受け手が見つからない場合は、最終的には所有者に返されてしまいます。そのため、受け手と借り手が合意してから申請しているのが現状となっております。

以上のことから、本町におきましては、利用権設定による貸付面積のほうが多い状況となっておりますが、令和7年度から農地利用権設定が廃止されるため、農地中間管理機構への移行が必要となってきますので、令和6年度中に移行の事務を進めていく考えですが、利用権設定から機構への移行手続等については、現時点ではどのような手続が発生するのか、茨城県などからの情報もなく不明であるため、今後、情報収集に努めまして、情報が入り次第、順次貸し手・借り手の方々に御案内してその作業を進めていく予定でございます。

集積等の成果につきましては、農地中間管理機構のみの数字で申し上げます。集積率が5.07%、筆数で346筆、面積48万9,112平米となっております。こちらにつきましては、数件の農家さんが、この中間管理機構を使用しておりますので、その数値となっております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2番（小野寺宗一郎君）御説明ありがとうございました。

この農地バンク制度は、単純に考えるなら、小規模農家から大きく舵を切って、農業の企業化を狙っていることと言われております。この政策は、一部では、失敗しているんじゃないかなという声も聞かれております。今後、改善していく必要もあるのかなと、私も思うところがあります。

貸し手側とすれば、形式的には農地中間管理機構に貸しますが、実際には借り手側が使うので、途中で返してくれと言い出しても、なかなか応じてもらえず、こういうことが農地バンクの利用が進まない理由の一つにもなっていると考えられております。

また、借り手側も集積方法の中で、農地の整備なんかがありますけれど、例えば、2枚の田んぼを1枚にすることがあるかと思いますが、その際に、間の畦畔ブロックを取り除く作業やレベラーによって田んぼの高さが違っているところを改善するという全ての作業において、借り手側の自己負担で全部やらなきゃならないということになっておりますので、これら労力を含めて大変な負担になると言われておりますので、今後も町としても何らかの、こういう作業に対しての補助金も必要になってくるのではないかと思いますので、その辺

の検討もよろしくお願いいたします。

また、本町の集積率は、まだ 5.07%ということですので、まだまだこれからなのかなと思います。来年度より新制度になると、今度は契約を農地バンクに全て移行しなきゃならないということですので、大変心配をしている農家さんもおりますので、分かり次第、早めに周知をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2点目は結構ですので、次の3点目をよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、3点目の質問に対し産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）3点目の「今後、更なる高齢化や労働力不足が考えられるが、その対策は」について御答弁申し上げます。

初めに、地域産業の担い手となる個人、農業生産法人はどのくらいあるのかについて申し上げます。

担い手につきましては、令和6年1月5日現在で、全体の耕作者が961名、そのうち、認定農業者が個人で26名、法人で4社、合計30名でございます。

続いて、農業の担い手確保策として、どのようなことに取り組んでいるのかについて申し上げます。

農業の担い手確保策といたしましては、新規就農者を増やしていくことが重要であると認識しております。現在、町では、新規就農相談はありますが、青年等就農計画の申請、いわゆる新規就農までにはつながらないといった状況でございます。認定新規就農者のメリットである国や県の補助金、青年等就農資金、経営所得安定対策のゲタ・ナラシ対策などを活用することができるといった案内を広報やホームページなどで行い、新規就農を促進するような啓発、県で行う新規就農相談会への参加の周知、引き続き、町での新規就農相談の実施など、担い手確保策として新規就農に対するPRをしていきたいと考えております。

また、大規模農家、現在の担い手に対しましては、農地の集積・集約化が必要な対策となります。

集積とは、耕作者の農地の利用面積の拡大であり、集約とは、農地利用権の交換などにより、農地の分散利用を解消し、効率的な農地利用を目的としたものとなりますので、国・県とともに積極的に進めてまいりたいと思います。担い手確保策、新規就農の部分と大規模農家、現在の担い手への施策の推進の両方により、農業の人手不足に対応するよう進めていければと考えております。

続いて「新規就農者、親元就農した事業継承者はどのくらい把握しているのか、また、それらに対しての各種資金の確保、営農技術支援について」申し上げます。

新規就農者などにつきましては、青年等就農計画の申請等があった場合には確認することができますが、そうでない場合には、確認することができないため、しっかりと把握できていない状況となっております。

また、資金等の確保については、農業次世代人材投資資金などの国や県の補助金の活用が

考えられ、営農指導につきましては、JAや茨城県の機関であります坂東地域農業改良普及センターと連携して支援を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

大規模農家の担い手確保に対して、農地の集積・集約をして作業効率をよくして、労働力不足を補うということも大事なことでありますが、10年後、20年後の農業を見据えた時には、私も、新規就農者を増やしていくということが重要だなと思っております。

しかしながら、今、新規で農業を始めようとする時、ゼロからのスタートですと、初期投資に膨大な資金が必要になります。特に農機具の価格、トラクターやコンバインなどの大型機械は大変高価になりますので、資金調達がなおさら大変になっております。そのほかの農業資材も、冒頭に話したように、肥料については、ウクライナ、ロシアの情勢により原料不足にもなり、物によっては、3年前の3倍に膨れ上がっているものもありますし、その他燃料、電気料の値上げ、また、ビニールやダンボール箱代、全てが値上がりしております。今まで農業を何十年も続けている方でも厳しい状況だと言われておりますので、これから新規就農するには、今まで以上の資金が必要になりますので、補助金があるのであれば、当てにするのは当然なことだと思います。

その補助金の中の一つに、先ほど答弁にもありました農業次世代人材投資資金。これがあることは、私も認識をしておりますが、もう少し詳しく説明のほうをお願いできればと思いますので、よろしく願います。また、そのほかにも補助金等があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（樋下周一郎君）ただいまの再質問に対し産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）再質問の農業次世代人材投資資金について御答弁申し上げます。

議員御指摘の農業次世代人材投資資金の活用について申し上げます。

農業次世代人材投資資金は、経営開始資金と就農準備資金があり、両方とも支援額が月12万5,000円、年間150万円、補助率100%ではありますが、年齢が49歳以下であることや、前年の世帯所得が原則600万円以下であることなどの制限がございます。また、経営開始資金は、支援対象が認定新規就農者であり、支援期間が最長3年間となっております。就農準備資金は、支援対象が研修期間中の研修生であり、支援期間が最長2年間となっております。そのほかの補助等も同様の制限や補助率100%ではなく自己資金が必要であるといったものなどであるため、活用できる方が限定され、全ての方に活用しやすい補助金というわけではないと思われま。

経営継承の補助でございましたら、他の補助金に比べて補助額が低額となりますが、支援額が100万円、補助率100%の経営継承・発展等支援事業補助金というものがあり、先ほど

申しあげました制限等もなく活用しやすいといった補助金もございますので、今後、周知を行いまして実施できるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2番（小野寺宗一郎君）農業次世代人材投資資金には、いろいろな制限があつてハードルが大分高いような気もいたしますが、これをクリアすれば、毎月12万5,000円、年間150万円を最長5年ですか、支援ということですが、これは新規就農者にとっては大変ありがたい補助だと思います。

また、親元就農、いわゆる経営継承者であれば、大分制限も緩和されて活用しやすい補助金100万円というものもあるそうなので、その辺も、もう少しPRしていただきたいと思ひます。

また、新規就農に限らず、今後、農業従事、事業が変動する中で、新しい補助金が出るようであれば、早く皆さんに周知していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、3点目については結構ですので、次の4点目へお願ひいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、4点目の質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）4点目、「高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着までの支援が必要ではないか」について御答弁申し上げます。

初めに、米、麦の作付面積の推移について転作面積の数値で申し上げます。平成26年から令和5年までの10年間、5年スパンの推移で申し上げます。平成26年、主食用米600万4,105平米、麦69万6,474平米、平成30年、主食用米600万8,302平米で4,197平米の増、麦70万3,552平米で7,078平米の増、令和5年、主食用米568万4,018平米で41万7,490平米の減、麦125万8,094平米で55万4,542平米の増となっております。主食用米が減って麦が増えているような状況でございます。

続いて、現在、サツマイモ、ネギ、その他の野菜への転換はどのぐらいの面積なのかについて申し上げます。5年前の平成30年に比較して、現在、令和5年の転換面積を申し上げます。サツマイモにつきましては、平成30年、6万2,227平米、令和5年、17万3,409平米で11万1,182平米の増となっております。ネギにつきましては、平成30年、13万3,564平米、令和5年、16万5,752平米で3万2,188平米の増となっております。その他の野菜につきましては、平成30年、135万2,232平米、令和5年、150万7,768平米で15万5,536平米の増となっております。

続いて、6次産業化についての町の考え方について申し上げます。

町では、農業や地域の活性化に必要なものであると考え、第6次五霞町総合計画に施策の成果指標として6次産業化事業者の増加を掲げております。現在、町には6次産業化事業者は2者しかおらず、令和元年度から増えていないのが現状でございます。

今後は、自らもサツマイモの作付・加工を行い、道の駅で販売しております「ごかみらい Lab」を中心に支援体制の整備などの仕組みづくりを行いまして、農業者の受け皿となるよう進め、6次産業化の推進を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2番（小野寺宗一郎君）高収益作物への転換ということで質問をさせていただきましたが、ここ10年間で米の作付が減少し、逆に、麦、サツマイモ、ネギ、その他野菜などが大幅に増えているということです。これは、麦に関しましては転作の補助金で補っているという部分もありますが、サツマイモやネギに関しましては、もちろん雇用の問題もありますが、やはり収益の上がない米からの転作が大きな要因だと思います。今後も町として、儲かる農業というのを考えていかなければならないと思います。

その一つに、生産者が加工から販売までを行う6次産業化というのがありますが、余談ですけど、私、この6次産業化、知らなかったのですが、なぜ1次産業、2次産業、3次産業の次が6次化になってしまうのかなと思っていたのですが、これは単純に1と2と3を掛けると6になると。そういう理由から、6次化というふうになったと書いてありましたので、なるほどなと思ったのですが、本来の意味は、産業の融合を図り、新たな価値を生み出すことを意味しているということになっているそうですので、私は確かにそうだなと思っております。

その6次産業化ですが、本町では、僅かまだ2者しかないようですので、この6次産業化は様々な自治体で、特産品を使って加工品を作って、大きく利益を出して成功しているところもあります。現に、ごかみらい Labでも、自らサツマイモの作付や加工をやられているようですので、今後も支援体制の仕組みをしっかりと作っていただき、6次産業化の推進を図っていただきたいと思っております。

また、これだけ米が低迷して、生産費の高騰によってですね、合わなくなってきてしまっている現状では、町としても野菜への転換を推奨して、加工品の開発に取り組んでいく必要があるのではなかろうかと思えます。

そこで、一つ再質問をさせていただきますが、国の方針でも、水田から畑に転換して作物を作ることを畑地化推進事業として支援をしておりますが、その支援もですね、何かちょっと中途半端に感じるところもありますので、その辺、町の対応をどのようにしていくのか、お伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）ただいまの再質問に対し産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）再質問の畑地化促進事業について御答弁申し上げます。

議員御指摘の畑地化促進事業に対する町の対応について申し上げます。

国では、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用の円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的に支援を行うとしております。

その支援内容といたしましては、畑地化支援といたしまして、1反当たり14万円。定着促進支援といたしまして、1反当たり2万円を5年間となっております。この支援を受けた場合につきましては、これまで受けていた転作の交付金は受けることができなくなります。また、令和4年から始まった5年水張りルールというものがあり、令和6年度が水張りルールの中間年となります。基本的には5年に1回の水稲作付を、水稲作付が難しい場合には1か月以上の水張りを実施することとされております。どちらもできない場合には、交付対象水田から除外される、いわゆる転作の面積から外されるという形になっております。

今後、町といたしましては、5月に開催を予定しております転作の相談会におきまして、農業者の補助の状況、水張りができる、できない及び今後の意向を確認させていただきまして、方向性を出していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2番（小野寺宗一郎君）この畑地化推進事業ですが、水田を畑に転換して畑作物を作れば、補助金を出すということですが、これも生産が安定するまでとの理由で、5年間だけで打ち切ってしまう。また、現在やっている転作についても、水張りルールということで、5年に1回、稲作を作付するか、それが無理ならば、1か月以上の水張りをしなければ、現在の転作の交付金は支払わないということですので、この辺も国の方針も論点がずれているなど思うところがあります。そもそも畑で一番大事なものは水はけです。米づくりで一番大事なものは水持ちです。これは全く真逆のことをやれと言っているわけですから、矛盾しているなど思います。

国の考えは、同一作物を作り続けると、病害虫の多発による収穫品質の低下などの連作障害が起きるということで、一定期間、湛水処理をすれば、効果が期待できるというようなことですが、果たして、これだけでどうなのかなというところもありますが、何か国の事業というものは、だんだんだんだんはしごを外してきているような気がしてならないという思いがあるところがあります。

今度の5月に懇談会の開催を予定しているそうですので、そこでしっかり意見を伺って、今後の御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、4点目はこれで結構ですので、最後に5点目をお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、5点目の質問に対し産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）5点目の「本町のこれからの農業をどのように考えていくのか」について御答弁申し上げます。

初めに、「農業の推進はどのようにしていくのか」について申し上げます。

農業につきましては、現在、町で進めております開発事業により約 60 ヘクタールの農地が対象エリアに含まれます。今後、都市計画マスタープランに基づく開発を進めるべき土地などを考慮し、農業と都市計画の調整について土地利用の調和を図りつつ進めていけるよう努めてまいります。

また、農業・農地の将来的なビジョン、目標を明確化するため、令和 6 年度中に五霞町の目指すべき将来の農業、農地利用の姿を明確化する地域計画を策定する予定でございます。この計画の策定には、地域の担い手をはじめとした農業関係者、町、農業委員会、JA、土地改良区などの関係団体が一体となって協議することが必須となっております。

地域計画は、町の農業の将来を示す指標となりますので、町といたしましては、策定された地域計画に沿った施策を実施し、町の農業の発展に向けた取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）小野寺宗一郎君。

○2番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

農地を守るということは必要なことだと思いますが、時代の流れに沿っての改革も必要だと思います。

本町で、新たに 60 町歩の農地を開発するということが掲げておりますが、このことについては、本定例会初日に町長が述べられました施政方針の中でも触れておりますので、ぜひともスピード感を持って進めていただきたいと思います。

また、農業・農地の将来的ビジョンについては、地域計画を策定するということですので、本町の現状をしっかりと見極めていただいて策定をしていただきたいと思います。特に農地利用に関しましては、いろいろな方法があるかと思います。今後の高齢化や担い手不足により農業が衰退していくということが予想されておりますので、開発できるところは開発を進め、農地として利用することしかできないところは、より良い環境を作っていただき、栽培意欲が湧くような農業を目指していただきたいと思います。

本日、産業課長に答弁いただきましたが、今後も、都市建設課やそのほかの課と連携していただき、将来を見据えたしっかりとした検討をよろしくお願いしたいと思います。

まだ少し時間があるようですので、最後に、今回の一般質問でいろいろ調べていたのですが、本町の記事が出ていましたので、紹介をさせていただきたいと思います。

これは、陸田に関してのことなのですが、「茨城県における陸田の発達とその転用」という文面なのですが、知っている方もおられるかもしれませんが、そのまま読ませてもらいますが、「茨城県で最初に陸田が造成されたのは、霞ヶ浦北西の出島村とも、県西の五霞村とも言われている。両地域とも 1955 年の頃のことであった。しかし、出島村の新生開拓地区の陸田は霞ヶ浦からの農業用水によって集団的に開田されたものであって、個人開田の用水利用田という陸田本来の性格とは多少異なるものである。それゆえ、茨城県における最初の陸田は、後者の五霞村のものであったと考えるのが妥当とされている」というふうに書

いてありました。

これを私、見てですね、五霞村の昔の先人たちの、この農業に対する熱い思いというのを感じましたし、この伝統ある五霞村の農地を守っていかなければなという思いにもなりましたので、ここで紹介をさせていただきました。

それでは、以上で私の一般質問は全て終了いたしましたので、これにて終了したいと思います。

産業課長には、御答弁いただきまして大変ありがとうございました。

以上です。

○議長（樋下周一郎君）以上で、2番 小野寺宗一郎君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は2時といたします。

休憩中は場内の換気をしたいと思います。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時00分

○議長（樋下周一郎君）休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 植 竹 美智雄 君

○議長（樋下周一郎君）4番目の質問者である植竹議員は発言席へ移動願います。

〔5番 植竹美智雄君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君）ただいまより植竹美智雄君の発言を許可します。

登壇し、質問趣旨を述べ、その後、発言席へ戻り答弁をお聞きください。

5番、植竹美智雄君。

〔5番 植竹美智雄君 登壇〕

○5番（植竹美智雄君）皆さん、こんにちは。5番議員の植竹です。

傍聴席の皆様、本日は大変お忙しいところ、御苦労さまです。よろしく願いいたします。

このたびの能登半島地震により被災されました方々、また、お亡くなりになられた方々に御冥福をお祈り申し上げます。一日も早い復興を願うばかりです。

私は、通告書のとおり3項目について質問いたします。

1項目めは、町の鳥獣被害について。

近年、生態系の変化により、鳥害獣による農作物への被害が深刻化しており、当町においても、家庭栽培も含めた農作物の被害に関する情報が多く寄せられております。

今後、町の農業者が安定的な農業経営を継続していくために、鳥獣による被害の現状報告と今後の防除対策について伺いたいです。

1点目、鳥獣による農産物への被害状況について。農作物の被害の件数、分かれば人的被害もどうでしたか。

2点目、捕獲状況について。どのような動物が捕獲されましたか。過去5年ぐらいの捕獲方法及び状況についてお伺いしたいと思います。

3点目、猟友会の状況について。現状と今後についてということで、この前、町のメンバーの方にお会いしましたら、「少なくなってしまうと、これからどうしよう。心配なんだよ。」というお話を伺いました。そういうこともありまして、お伺いしたいと思います。

2項目めは、農産物の特産品化について2点。

1点目は、八つ頭の取扱い状況ということで、今まで八つ頭を重点的に町の特産品として扱ってきたと思うのですが、現在どのようになっているのか。あまり商品が見受けられないように感じられますが、どうでしょうということ。

それと2点目、新しい特産品の開発はどうなっているのか。いまだにこれといった特産品がないと思われませんが、いかがでしょうか。このままでは落ち込む一方ではないでしょうか。

3項目めは、道の駅を拠点とした農業及びまちづくりの展望についてお伺いしたいと思います。

以上、3項目について御質問いたします。

回答によりましては再質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

〔5番 植竹美智雄君 発言席へ移動〕

○議長（樋下周一郎君）1項目め1点目の質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）1項目め、町の鳥獣被害について、1点目、鳥獣による農産物等の被害状況について御答弁申し上げます。

昨年の農作物被害の件数について申し上げます。

イノシシと思われる農作物被害が江川で1件、両新田で2件の合計3件を確認しております。いずれも、出荷用に栽培しているサツマイモとなっております。そのほかは、家庭菜園等の自家野菜の被害にとどまるものであり、農作物被害としての把握はしていない状況でございます。

また、人的な被害といたしましては、確認されておられません。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）植竹美智雄君。

○5番（植竹美智雄君）分かりました。

江川や両新田で確認されました被害等は、量的には分かりますかね。

○議長（樋下周一郎君）ただいまの質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）江川につきましては、2畝くらいと聞いております。両新田についても、1畝くらいの面積のサツマイモの被害があったと聞いております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）植竹美智雄君。

○5番（植竹美智雄君）はい、分かりました。

これからもよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目をお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、2点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君）それでは、1項目め2点目、有害鳥獣の捕獲状況について御答弁申し上げます。

当町での有害鳥獣駆除につきましては、茨城県猟友会境支部五霞分会に業務を依頼し、猟銃を使用し、年5回のカラス駆除を実施しております。年度別の駆除実績につきましては、令和元年度が68羽、令和2年度が42羽、令和3年度が69羽、令和4年度が27羽、今年度、令和5年度が36羽でございます。駆除実績が示すとおり、年々捕獲数が減少しており、従事者数の減少が原因と考えられます。

続きまして、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、イノシシ等の捕獲については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により国が防除を行う特定外来生物に指定されておりますアライグマについて、平成22年度から茨城県アライグマ防除実施計画に基づき、防除の強化に取り組んでおります。

県では、このアライグマ防除実施計画に基づき、県内での完全排除を目標に掲げ、自治体と連携協力のもと捕獲に取り組んでおりますが、近年では、捕獲数を上回る勢いで増殖が続いており、県全体でも急激に増え続けております。

このような状況下、当町でのアライグマの捕獲については、五霞町有害鳥獣捕獲許可事務実施要綱に基づく捕獲の許可を受けた方への捕獲箱の貸出し、また、茨城県アライグマ防除実施計画に基づく町から許可を受けた方が所有する捕獲箱を用いて捕獲し、捕獲された際には、茨城県が指定します処分場へ職員が搬送しております。

また、アライグマ以外の鳥獣が捕獲された場合には、アライグマを捕獲する目的に許可を得ていることから、捕獲者がその場で放獣することになります。

なお、当町における年度別のアライグマ捕獲実績は、令和2年度が33頭、令和3年度が28頭、令和4年度が58頭、令和5年度が2月末で48頭でございます。町としては、貸出し可能な捕獲箱の確保と個人で所有が可能な方にも呼びかけを行い、アライグマによる農作物への被害防止へとつなげていきたいと考えております。

1項目め2点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）植竹美智雄君。

○5番（植竹美智雄君）ありがとうございました。

アライグマがほとんどでございしますが、ハクビシンなどの被害等は、町のほうに来ておられますか。分かる範囲で結構です。

○議長（樋下周一郎君）ただいまの再質問に対して、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君）先ほどいただきましたハクビシンの関係ですけれども、担当課においては、ハクビシンという情報で被害があるという内容は確認できておりません。

以上です。

○議長（樋下周一郎君）植竹美智雄君。

○5番（植竹美智雄君）分かりました。

それであればよろしいです。

続いて、3点目をお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、3点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君）続きまして、1項目め3点目、猟友会の状況について答弁申し上げます。

2点目の御質問の際に申し上げたとおり、現在、当町の有害鳥獣の駆除につきましては、茨城県猟友会境支部五霞分会に依頼をしておりますが、当町を含めた境支部に属する三和分会並びに境分会でも会員数は年々減少傾向となり、特に五霞分会においては、現在6名の会員となっております。この原因は、長年にわたり会員として業務に従事された方が、高齢化により退会されたこと、また、新規に入会の希望がないことであり、将来的には境支部として存続が厳しくなっていくことが予想されます。

今後は、狩猟者確保のため、町としても新規狩猟免許取得希望者に対し、試験費用も含めた免許取得に対する支援の検討について、猟友会境支部、それと五霞分会を含め、継続的な協議を行い、有害鳥獣の駆除を行うことができる狩猟者の確保に努めてまいりたいと考えております。

1項目め3点目については、以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）植竹美智雄君。

○5番（植竹美智雄君）ありがとうございました。

先ほど言われていましたとおり、五霞では6名しかないというなお話を先日いただきまして、猟友会の方が心配をされていたということで、一刻も早くメンバーを、なかなか難しいとは思いますが、その確保にも努力していただければ、町のためにもなってよろしいのかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次をよろしく申し上げます。

○議長（樋下周一郎君）続いて、2項目め1点目の質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）2項目め、農産物の特産品化について、1点目、現在の取扱い状況について御答弁申し上げます。

八つ頭の取扱い状況について申し上げます。

八つ頭を使用した加工品といたしまして、ふるさと納税の返礼品にもなっています五霞いもコロッケがございます。現在、道の駅で取り扱っており、道の駅にて原材料である八つ頭を五霞町の農家さんから仕入れ、製造元に販売し、製品化されたものを仕入れ、道の駅で販売しております。令和5年度の八つ頭の仕入れ量につきましては、300キログラムであり、五霞いもコロッケの販売実績は1万130個となっております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）植竹美智雄君。

○5番（植竹美智雄君）ありがとうございました。

このほかにも多分、八つ頭商品が多々あるかと思うのですが、多々まではいきませんが、何点かあったかと思うのですが、その辺はどのようになっておりますか。

○議長（樋下周一郎君）再質問に対して、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）八つ頭につきましては、商工会においていろいろ製品化した時があります。八つ頭ポタージュですとか、そういったものもありました。あと、煮付けという形でパックしたものもありましたけれども、今現在、五霞いもコロッケとして残っているのが実情でございまして、こちらのほうも道の駅で取り扱っているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）植竹美智雄君。

○5番（植竹美智雄君）ありがとうございました。

次をお願いします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、2点目の質問に対し産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）2点目の今後、新しい特産品の開発について御答弁申し上げます。

八つ頭以外の特産品につきましては、県内において生産が推奨されておりますサツマイモが挙げられます。ごかみらいLabにおいても、サツマイモの作付・加工を行いまして、サツマイモを活用したジェラートや冷凍焼き芋などの商品化実績もあります。また、地域活性化起業人のABCクッキングスタジオと連携し、サツマイモを活用した商品展開を計画しております。

また、今年10月に茨城県主催で開催が予定されております「シンいばらきメシ」に（株）五霞まちづくり交流センター、ABCクッキングスタジオと連携し、五霞町としてエントリーする予定となっております。そこで、新たに開発したサツマイモを活用したワッフルを出

品する予定でございます。ほかに何点かの試作品もありますので、出品予定のワッフルとともに、道の駅で商品化した販売を考えております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）植竹美智雄君。

○5番（植竹美智雄君）ありがとうございました。

サツマイモ以外に考えているということで、今やられていると思うのですが、そのほかに季節野菜や食品ロスになり得る野菜のセット販売などを考えておられますか。

○議長（樋下周一郎君）ただいまの再質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）再質問の「サツマイモも以外に何か考えがあるのか」について御答弁申し上げます。

議員御指摘でございます「季節野菜や食品ロスになり得る野菜のセット販売などは考えているのか」について申し上げます。

季節野菜につきましては、道の駅の直売所において昨年、農家さんと連携し、初夏に人気のトウモロコシの栽培、販売を行い、お客様の好評を得たところでございます。旬の新鮮な野菜は消費者の求めるところでありますので、旬の野菜の品揃えにつきまして、今後、直売所のわだい万菜、生産者、ごかみらいL a bと連携しながら、五霞町の野菜ブランド「ゴカベジ」として生産できるよう進めていきたいと考えております。

また、セット野菜の販売につきましては、ごかみらいL a bの取組として、まだ少量ではございますが、直売所の売れ残り野菜のセット販売を町内企業に実施しておりますので、引き続き、ごかみらいL a bと連携しながら周知に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）植竹美智雄君。

○5番（植竹美智雄君）分かりました。

そういうことですね、野菜もできましたら、そういうようなロスしないような形で今後もセット販売等をやっていたら、これからもよろしいかなと思うのですが、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、もう一つ、農業塾についてお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（樋下周一郎君）ただいまの再質問に対し産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）再質問の農業塾について御答弁申し上げます。

議員御指摘の「道の駅への出荷が増えるよう、出荷できる作物の作付を指導しているのか」について申し上げます。

農業塾は、町内の農業後継者を育成するため、農業未経験者や農業経験の浅い方を対象とし、道の駅農産物直売所等に出荷できる技術を身に付けることを目的とした講座であり、J

Aと共同で開催しております。

講師には小手指在住の杉田氏と茨城県の機関でございます坂東地域農業改良普及センターを迎え、杉田氏には実践としての野菜づくりを、坂東地域農業改良普及センターには知識として農業の使い方などを指導していただいております。

成果といたしましては、実際に道の駅へ出荷した方もおり、生産意欲の向上につながっておりますので、今後、新たな試みといたしまして、道の駅の直売所わだい万菜に農業塾生の野菜コーナーを設置し販売するなど、実際にお客様の声が聞けるような仕組みづくりを実施していければと考えております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）植竹美智雄君。

○5番（植竹美智雄君）ありがとうございます。

そうですね、せっかく農業塾ということで、毎年……。

ちなみに、何年くらいたって、どのぐらいの塾生が卒業されたか分かりますか。

○議長（樋下周一郎君）ただいまの再質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）実際に約10年が経過しております。毎年20名～30名の間の塾生がおりまして、その中には継続して塾のほうを受講されている方もおりますので、総体的な人数といたしましては100人程度かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）植竹美智雄君。

○5番（植竹美智雄君）ありがとうございました。

塾生、確かにダブってやっていただいている方もおられるようでございますが、ぜひですね、道の駅に出荷していただいて、特にですね、できたら同じようなものではないものを指導していただいて、町の産地化じゃないですが、そのようなものも、できたら農業塾のほうで進めていただけると、道の駅のほうも生業がいいのではないかなというふうな考えを持っておりますので、ぜひ、今後とも、農業塾等を経過しまして出荷者を増やしていただきたい。

というのもですね、見てみますと、高齢化が進んでおりまして、生産者も、自分らもはじめそうですが、そうすると、後継者が心配になるというふうな形で、出荷される数量も減ってくるのではないかなということもありますので、ぜひ今後とも塾の方をですね、2年、3年でもいいと思うんですね。塾が1年で終わらなくても。塾生として卒業しなくてもいいと思うので、その方にある程度の野菜ができるような、そういう指導も、出荷できるような、そういう方向性ももう少し作っていただければ、いいんじゃないかと。

例えば、農業塾の1年生は1年生、2年生は2年生ということで、別のそういう塾をやってもらってもいいんじゃないかと。スペシャル人じゃないですが、出荷を対象とした方を塾

に迎えると。そういうのも一つ、これからやっていただければ、幸いじゃないかなというふうに思いますので、その辺はよろしく御検討していただきたいと思います。

終わります。

次、3項目めをお願いします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、3項目めの質問に対し、副町長の答弁を求めます。

副町長。

○副町長（田神文明君）3項目め、道の駅を拠点とした農業及びまちづくりの展望について御答弁申し上げます。

道の駅は、コロナ禍により来場者、売上とも横ばい状態にはなっておりますけれども、この中にもあっても、来場者数は60万人と多くのお客様が訪れており、売上も7億円を超えております。

平成17年の開業以来、同じ形態で営業してまいりましたが、先月2月には、麺コーナーの統合などのレイアウトの変更、壁の模様替え、照明器具の入替え等を行い、空いたスペースを生かし、今月16日には、焼きたてパンコーナー「EL Camino」、スペイン語で道という意味でございますけれども、がグランドオープンする予定など、新たな来場者の呼び込み、売上を伸ばす事業を展開しております。

おかげさまで、パンコーナーは、グランドオープン前ではございますけれども、営業を始めており、月・火それぞれ通常営業の半分の時間でございますけれども、通常の営業での売上目標額に迫る勢いだということで聞いております。大変期待が持てるところでございます。

今後の事業展開に当たっては、原点でもありますお客様ファーストの視点で道の駅全体を検証し再構築することによって、道の駅ごかの一番の強みである直売所と道の駅とが相乗効果を発揮し、道の駅全体の売上を押し上げていく、そのような仕組みにすることが不可欠であると考えております。そうすることが、生産者の皆さんの所得増にもつながり、ひいては、五霞町の農業の将来につながる、とても大事な取組だと考えております。

また、先ほど議員から御指摘がありました新しい農業生産者の少量多品目生産ということでございますけれども、前の橋本知事が、常陸太田とか常陸大宮で道の駅を始める際に、ぜひ道の駅ごかで勉強して来いと、それは、少量多品目、あれは絶対にモデルになるよということで、道の駅を大変推奨していただいたことを覚えています。大変適格な御指摘だというふうに思います。

一方で、道の駅は開業以来、町の自慢として、町民の皆様の期待を担う町のシンボルともなっております。この町のシンボルである道の駅を活用し、関係人口の創出のための施策を展開していくことが、町にとって大変重要かつ必要なことだと考えております。このため、例えば周辺施設のラジコンパーク Goka、ストリートスポーツパーク Goka、防災ステーションなどと連携したコラボイベントの開催や、先ほど述べた焼きたてパンコーナーでのオリジナルパンの販売、それから、先ほど課長答弁の中にもありました県主催のグルメフェス「シンいばらきメシ総選挙」に出品予定のオリジナル商品、試作品等の商品化など、現在、

様々な企画が進行しております。私も先日、町長とともに試食に参加させていただきましたけれども、試作品も含めてどれも完成度が高く、試食に参加した全員が道の駅での早期の商品化に期待すると太鼓判を押したところでございます。

昨今、県内外で新たな、そして、より大規模な道の駅が続々と開業しておりますけれども、道の駅ごかは、それらに決して引けを取らない、立地条件から見れば、まだまだ多くの集客が見込めるポテンシャルを秘めた施設でございます。この道の駅を拠点として、地域を活性化する仕組み、イベント・観光で町をPRする仕組み、町が儲かる仕組みなどからなる地域商社のような地域産業振興組織を立ち上げ、関係機関と連携しながら事業を展開していくことが、今後の関係人口の創出と町の活性化に大きく寄与するものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）植竹美智雄君。

○5番（植竹美智雄君）大変ありがとうございました。

そうですね。最近、一昨日ですか、ちょっと夕方、パンのほうを見せていただきました。ごかりんのパンとかありまして、なかなかにぎわいを見せているようでありました。

今後ですね、そういうことで、道の駅も改装をすとかという、一昨日、話もありましたが、まだちょっとすぐにはいかないみたいですが、パンコーナー、そばコーナーとかいろいろ幾らかは改装してやっていくということで、その辺が軌道に乗り、今後、更に良くなれば、その後ですね、改造計画。そういうのも進んでいくのだらうと思いますが、ぜひ、その辺は、道の駅がこの辺りでまた負けられないような道の駅にさせていただければと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私は終わります。

○議長（樋下周一郎君）ちょっと、植竹美智雄君、待ってください。

副町長から先ほどの質問の再答弁がございまして。

副町長。

○副町長（田神文明君）すみません。ちょっと先ほどの答弁を補足させていただきます。

3月16日からグランドオープンでございますけれども、3月11日からプレオープンということで営業しております。皆様もぜひ足をお運びいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（樋下周一郎君）植竹美智雄君。

○5番（植竹美智雄君）すみません。

そういうことでやられているということで、ぜひですね、皆さんに御利用いただければと思います。

副町長、大変ありがとうございました。

皆さん、どうもありがとうございました。

終わります。

○議長（樋下周一郎君）以上で一般質問通告者全員の質問が終了いたしました。

これもちまして、一般質問を終結いたします。

---

◎休会の件

○議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の一般質問の日程は、本日及び明日の2日間と決定しておりましたが、本日、一般質問が全て終わりましたので、明日14日を休会とし、議案調査日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、3月14日は、休会とすることに決定いたしました。

次回の本会議は、3月18日の最終日となります。

---

◎散会の宣告

○議長（樋下周一郎君）これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 2時29分